

議案第4号

幸手市子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例

(幸手市子ども医療費支給に関する条例の一部改正)

第1条 幸手市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(9) 現物給付 受給資格者が、医療機関等で一部負担金の支払を求められず、市が受給資格者に代わつて医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。

第4条第2項中「対象子どもが市長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する」に改める。

(幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第2条 幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 この条例において「現物給付」とは、受給者（医療費助成を行う受給資格登録者をいう。以下同じ。）が、医療機関等で一部負担金の支払を求められず、市が受給者に代わつて医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。

第6条第1項中「医療費助成を行う受給資格登録者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改める。

第8条第2項中「受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する」に改める。

(幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

7 この条例において「現物給付」とは、受給者（受給者証の交付を受けている者をいう。以下同じ。）が、医療機関等で一部負担金の支払を求められず、市が受給者に代わつて医療費を当該医療機関等に支払うことをいう。

第4条第1項中「第6条に規定する」を削り、同項第3号中「こと」の次に「等」を加える。

第6条中「受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）」を「受給者」に改める。

第7条第2項中「受給者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の幸手市子ども医療費支給に関する条例第4条第2項の規定、第2条の規定による改正後の幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例第8条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費から適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

令和4年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

福祉3医療支給事業（子ども医療費支給事業、重度心身障害者医療費支給事業及びひとり親家庭等医療費支給事業）の受給者の医療費について、現物給付を県内全域で実施することに伴う規定の整備その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。